

メーターバイパスユニット運用基準

(令和4年2月28日告示)

三郷市水道部長

(目的)

第1条 この基準は、メーターバイパスユニットの運用について必要な事項を定め、計量法に基づく、水道メーター交換等の業務を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、三郷市水道事業給水条例等に定めるほか、次に定めるところによる。

- (1)「メーターバイパスユニット」とは、通常の流路からバイパスの流路に切換えることにより、断水せずに水道メーターの交換等を行うことができるユニットで、三郷市における、メーターバイパスユニット登録仕様書に定めた機能を有し、かつ、三郷市の承認を受けているもの。
- (2)「ブッシング材」とは、ある口径から異なる口径にするときに使用する材料で、三郷市給水装置工事設計施工基準に定めるもの。
- (3)「埋設型メーターユニット」とは、メーターバイパスユニット以外のメーターユニットであり、三郷市における、埋設型メーターユニット登録仕様書に定めた機能を有し、かつ、三郷市の承認を受けているもの。

(適用範囲)

第3条 適用範囲は三郷市全域において、以下に該当するものとする。

- (1) 給水方式が受水槽方式ではなく、戸別の水道メーターが設置されていない、集合住宅等のもの。
- (2) 専用住宅以外の店舗、事務所、工場等のもの。
- (3) 水道メーター交換等の業務時間内に断水することができないもの。
- (4) その他継続的に水道水を使用し、断水することに支障があるもの。

(仕様と承認)

第4条 使用するメーターバイパスユニットの製品について、三郷市の仕様に基づいた製品であり、かつ、三郷市の給水材料として使用承認を受けたものでなければならない。

(メーターバイパスユニットの使用について)

第5条 水道使用者等は、給水装置の新設等により、第3条各号のいずれかに該当する場合について、水道メーター交換時等に生じる断水を考慮し、メーターバイパスユニットを使用することができる。

(メーターバイパスユニットを使用した場合の取扱いについて)

第6条 水道使用者等が、前条に定めたメーターバイパスユニットを使用した場合の取扱いについては、以下のものとする。

- (1) メーターバイパスユニットの口径は、25mm、30mm、40mm、50mm、75mmとし、水道メーターの口径に応じた、メーターバイパスユニットを使用すること。ただし、水道メーターの口径が20mmの場合については、口径が25mmのメーターバイパスユニットを使用することとし、口径20mmの水道メーターの両側に、25mm×20mmのブッシング材を使用すること。
- (2) 無断で給水装置の改造等を行わないこと。
- (3) 無断でバイパスに切り替えないこと。

(4) 必要に応じて、応急給水機能付きのメーターバイパスユニットを使用することができる。

(5) メーターバイパスユニットの設置位置等については、埋設型メーターユニットと同様の取扱いとする。

(メーターバイパスユニットを使用しなかった場合の取扱いについて)

第7条 水道使用者等が、第5条に定めたメーターバイパスユニットの使用を選択せず、埋設型メーターユニットを使用する場合の取扱いについては、以下のものとする。

(1) 検定満期水道メーター交換等に協力すること。

(2) 検定満期水道メーター交換等に生じる断水等について、了承を得たとみなすこと。

(3) 検定満期水道メーター交換等について一切の異議申し立てをしないこと。

(4) (1)～(3)の旨の誓約書を給水装置工事申請等に添付し、給水装置工事設計審査申請書(様式第2号)の「⑧その他の条件」にその旨記載しなければならないこと。

(給水装置について)

第8条 メーターバイパスユニットを含む給水装置に関わる費用、維持管理等について、三郷市水道事業給水条例等に従うこと。

(継承)

第9条 水道使用者等が、給水装置を他の者に譲渡等する場合について、譲受人等に対し、第6条から第8条のことを継承しなければならない。